

○湯河原町真鶴町衛生組合事務決裁規程

令和5年6月20日  
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、組合長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 常時組合長又は組合長の受任者に代って、決裁することをいう。
- (2) 代決 組合長、組合長の職務代理人、組合長の権限の受任者及び専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が決裁すべき事務につき、一時当該決裁権者に代って決裁することをいう。

(組合長の決裁事項)

第3条 組合長は、おおむね次の事務を決裁する。ただし、次条に規定するものを除く。

- (1) 特に重要な事業の計画及び執行に関すること。
- (2) 各執行機関の総合調整に関すること。
- (3) 組合議会の招集及び議案の提出その他組合議会に関すること。
- (4) 特に重要な請願及び陳情に関すること。
- (5) 特に重要な審査請求、訴訟、和解及び調停に関すること。
- (6) 条例、規則その他例規の制定改廃に関すること。
- (7) 特に重要な許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (8) 予算編成及び決算の確定に関すること。
- (9) 組合の行政組織及び権限の委譲に関すること。
- (10) 職員の任命その他重要な人事に関すること。
- (11) 職員の賞罰及び賠償に関すること。
- (12) その他特に重要な事項に関すること。

(組合長補佐及び課等長の専決事項)

第4条 組合長補佐及び課等長の専決事項は、別表に定める決裁区分に属する事項とする。

2 組合長補佐又は課等長は、前項に定める専決事項以外のものであっても、その事務の内容が専決事項に準ずるものは専決することができる。

(専決事項の制限)

第5条 組合長補佐又は課等長は、前条の規定にかかわらず、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事項の委任)

第6条 課等長は、組合長の承認を得て、その専決事項の一部を担当課長又は所属職員に専決させることができる。

(代決)

第7条 組合長が不在のときは、副組合長がその事務を代決する。

- 2 副組合長が不在のときは、組合長補佐がその事務を代決することができる。
- 3 組合長補佐が不在のときは、副組合長補佐がその事務を代決することができる。
- 4 課等長が不在のときは、副課長、主幹及び係長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第8条 前条の規定による代決は、あらかじめその事務につき指示を受けたもの、又は緊急を要するもののほかは、行うことができない。

(代決後の手続)

第9条 代決した事項については、軽易な事項を除き、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(読み替え運用)

- 2 この訓令の施行において、当分の間、別表(1) 庶務関係の部事務引継ぎの款課等長の項決裁区分の欄、(2) 人事関係の部サービスの款休日勤務命令の項決裁区分の欄、同款出張命令の項決裁区分の欄、(3) 財務関係の部収入の徴収等の款減額、免除の項決裁区分の欄、同款徴収猶予の項決裁区分の欄及び支出命令の款～の項決裁区分の欄中「組合長補佐」とあるのは「参事」と読み替える。

別表(第4条関係)

事務専決事項

(1) 庶務関係

専決事項		決裁区分	合議	備考
文書	調査、報告、復命、進達、副申、その他これに類するもの	重要なもの	組合長補佐	
		一般的又は定例的なもの	課等長	
	指令、通知、申請、照会、回答及び届	重要なもの	組合長補佐	
		一般的又は定例的なもの	課等長	
	その他の文書で重要なもの		組合長補佐	
	その他の文書で一般的なもの		課等長	
	1 原簿、台帳等の作成及び記載の確認 2 定期又は軽易な出版物の刊行 3 資料その他出版物等の贈与 4 日誌、日報及び月報		課等長	
	1 保存期限の変更 2 廃棄		課等長	
	情報公	1 審査請求に対する裁決	組合長補佐	

開・個人情報保護	2 審査請求の審査会への諮問及び答申の処理				
	1 公開、開示等の請求に対する決定		課等長		
	2 決定期間の延長				
	3 第三者への意見聴取				
4 その他の審査会への諮問又は報告					
法制	公示	重要なもの	組合長補佐		
		その他のもの	課長等		
	通達	重要なもの	組合長補佐		
		その他のもの	課長等		
要綱	制定、一部改正及び廃止	組合長補佐			
行政手続	聴聞	1 主宰者の指名 2 聴聞の実施	組合長補佐		
	弁明の機会の付与	1 弁明録収者の指名 2 弁明の機会の付与の実施	課等長		
事務引継ぎ			組合長補佐		
	副課長、主幹、係長及び主査		課等長		
土地及び建物	登記、登録及び地目変更	1 不動産の取得に伴う登記	課等長		
		2 動産の取得に伴う登記			
	3 土地の分筆、合筆及び地目変更				
施設の管理	1 定例又は簡易な施設の使用許可	課等長			
	2 軽易な行政財産の目的外使用許可				
その他の庶務的事項	重要な事項		組合長補佐		
	その他の事項		課等長		

(2) 人事関係

		専決事項	決裁区分	合議	備考
職制		職員の事務分担	課等長		
休暇等	年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤	課等長及び担当課長	組合長補佐		
		その他の職員	課等長		
	週休日及び	課等長及び担当課長	組合長補佐		

	休日の指定	その他の職員	課等長		
服務	休日勤務命令	課等長及び担当課長	組合長補佐		
		その他の職員	課等長		
	時間外勤務命令		課等長		
	出張命令	課等長及び担当課長	組合長補佐		
その他の職員		課等長			

(3) 財務関係

専決事項		決裁区分	合議	備考
収入の徴収等	歳入の調定		課等長	
	通知、督促	納入通知書の発行	課等長	
		督促状の発行	課等長	
	減額、免除	異例なもの	組合長補佐	
		一般的なもの	課等長	
	徴収猶予	1 徴収猶予 2 徴収猶予の取消し	組合長補佐	
欠損処分		組合長補佐		
寄附の受入れ		300万円以下	組合長補佐	
		50万円以下	課等長	
収入命令			課等長	
賃借			組合長補佐	
売却・廃棄			組合長補佐	
その他の契約等	設計、仕様の一部変更	金額に変更がないもの	当該契約の決裁区分による	
		100万円以下の金額の変更	組合長補佐	
	工期、納期の変更		組合長補佐	
支出（共通）		700万円	組合長補佐	
		50万円	課等長	
支出	報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費		課等長	
	報償費		支出（共通）による	
	旅費		課等長	
	交際費	3万円	組合長補佐	
		1万円	課等長	
	需用費	消耗品費	支出（共通）による	
		燃料費	支出（共通）による	
		食糧費	10万円	組合長補佐

		1万円	課等長		
	印刷製本費		支出（共通）による		
	光熱水費		課等長		
	修繕料		支出（共通）による		
	賄材料費		支出（共通）による		
	飼料費		支出（共通）による		
	医薬材料費		支出（共通）による		
役務費	電話料、保険料等		課等長		
	その他		支出（共通）による		
委託料			支出（共通）による		
使用料及び賃借料	下水道使用料等		課等長		
	その他		支出（共通）による		
工事請負費			支出（共通）による		
原材料費			支出（共通）による		
公有財産購入費			支出（共通）による		
備品購入費			支出（共通）による		
負担金補助及び交付金			支出（共通）による		
扶助費			支出（共通）による		
貸付金			支出（共通）による		
補償補填及び賠償金	補償及び補填		支出（共通）による		
	賠償金	10万円	組合長補佐		
償還金利子及び割引料	公債費	定例的なもの	課等長		
	その他		支出（共通）による		
投資及び出			支出（共通）		

	資金		による		
	積立金		支出（共通）による		
	寄附金		支出（共通）による		
	公課費		支出（共通）による		
	繰出金		支出（共通）による		
支出命令		～ 300万円	組合長補佐 課等長		
還付又は充当			課等長		
返納			課等長		
歳入歳出外現金の受払			課等長		
戻入・戻出振替等			課等長		
科目更正			課等長		
資金前渡及び概算 払の精算報告			支出（共通）による		
予算振替	予算の組替		課等長		
	予算の流用	節間	組合長補佐		
		節内	課等長		
	予備費の充用	100万円	組合長補佐		
	予算の繰越し		組合長補佐		
注					
<p>(1) 支出負担行為書兼支出命令書の決裁をもって支出負担行為の決裁に代えることができる経費は、支出の項の課等長及び支出（共通）による支出負担行為とする。ただし、支出（共通）による支出負担行為については、支出（共通）の項の課等長の決裁区分によるものとする。</p> <p>(2) 支出命令については、支出負担行為の決裁を受けたものであること。</p> <p>(3) 「～」は制限のないものを示す。</p> <p>(4) 金額は、1件当たりの額とし、専決できる最高限度額とする。</p>					